

**体罰事故報告書等に係る公文書公開決定（部分公開）
に対する審査請求について**

1 審査請求人及び審査請求の年月日

審査請求人 1名（平成29年8月31日）

2 審査請求に至る経緯

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、平成29年7月24日、愛媛県情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、教育長に対し、「愛媛県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」に係る公文書公開請求を行った。

(2) 本件公開請求に対する処分

教育長は、本件公開請求に係る公文書に愛媛県情報公開条例第7条第2項第1号に該当する情報が記録されていることを理由として、平成29年8月7日、公文書公開決定（部分公開）の処分を行った。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

部分公開決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。

(2) 理由

本件処分に係る部分公開範囲は、愛媛県情報公開条例、関連する判例等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。

4 今後の手続

行政不服審査法に基づき、教育委員会が審査庁として処理を行う。

- (1) 愛媛県情報公開条例第19条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。
- (2) 同審査会での調査審議を経て答申を受け、当該答申を踏まえ、教育委員会が裁決を行う。

【参考】

○愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）

（公文書の公開義務等）

第7条 実施機関は、公開請求があった場合においては、次項の規定により公文書を公開しないときを除き、公開請求者に対し、当該公開請求に係る公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 省略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）

(2)～(6) 省略

（審査請求があった場合の審査会への諮問）

第19条 実施機関（議会を除く。次条及び第21条において同じ。）は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該公文書の公開について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

（審査請求に対する裁決）

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。